

令和7年11月28日

お客さま各位



手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みについて

平素より富士宮信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

2021年6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」を踏まえ、金融業界では「2026年度末までに手形・小切手の交換枚数をゼロとする」ことを目標に掲げ、手形・小切手の全面的な電子化を進めております。

全国銀行協会においては、これまでの取り組みに加えて抜本的な取り組みを行うため、「2027年度から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する」ことが決定されています。

これを踏まえ、当金庫では、2027年（令和9年）4月以降を期日とする手形等の代金取立の受付停止、および2026年（令和8年）3月31日をもっての手形・小切手の発行受付終了することを公表してまいりましたが、引き続き手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みとして、新たに下記の施策を実施いたします。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

振出期限日：2026年（令和8年）9月30日（水）

2026年（令和8年）9月30日（水）を、当座勘定からの支払を目的とした手形・小切手発行の最終振出期限とします。期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができません。

2. 富士宮信用金庫以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付終了

受付終了日：2026年（令和8年）9月30日（水）

2026年（令和8年）9月30日（水）をもちまして、富士宮信用金庫以外を支払地とする手形・小切手の預金への入金受付を終了します。

3. 2027年4月1日以降を期日とする手形割引の新規取扱終了について

2027年4月1日（木）以降を期日とする手形につき、手形割引の新規取扱を終了します。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上